

東京ポケットティッシュ統計委員会規則

(名称)

第1条 当委員会は、「東京ポケットティッシュ統計委員会」(以下、「当委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 当委員会は、街中等で配布されているポケットティッシュを収集し、種類別に分布を分け、統計する事を目的とする

(委員資格)

第3条 当委員会の委員資格は、委員長判断によりポケットティッシュならびにそれらの収集・統計へのの興味を持つ者とする。

(運営費)

第4条 当委員会の経費は、寄付金およびその他の収入によって充てる。

(役員)

第5条 当委員会の役員として、委員長、副委員長、会計の各1名を置く。
役員任期は2年とし、総会において選任する。

(総会)

第6条 毎年一回総会を開催し、役員を選任、活動報告、活動計画、会計報告、予算を審議する。
総会開催場所は、その都度役員が設定する。

(委員長)

第7条 委員長は、当委員会の代表とし、委員会を統括する。
委員長に事故があるときは、副委員長が代行するものとする。

(例会)

第8条 年に数回例会を実施することとし、委員長が招集する。
例会に於いては、適宜ポケットティッシュ収集・統計についての会員間の情報交換、ならびに研究発表する。

(細則)

第9条 以上の他、当委員会の運営に必要な事項は、付属細則により定める。

(規約改正)

第10条 本規約の改正は総会にて決議する。

附則

この規約は、2009年10月25日から適用する。



東京ポケットティッシュ統計委員会
〒212-0064 神奈川県川崎市幸区
東小倉22番1-403号
TEL 044-541-1706 FAX 044-541-1706
<http://pocket-tissue.com/>
info@pocket-tissue.com